

# 岩手県農業経営相談所専門家登録規程

## 1 専門家の資格要件

本事業により派遣する専門家は、次の（１）から（４）の要件に該当する者で、かつ、岩手県農業経営相談所（以下「相談所」という。）の専門家名簿に登録された者とする。

- （１）本事業の実施に必要な各種の専門的かつ実践的な各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（以下「技能等」という。）を有すること。
- （２）自らの専門的分野において農業経営者等への支援実績があること。
- （３）県内全ての地域において、訪問、リモート通信等による農業経営者等への支援ができること。
- （４）以下のいずれか一つの経験を有すること。
  - ① 技能等を活用した実務に 10 年以上従事した経験を有する者。
  - ② 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に 5 年以上従事した経験を有する者。
  - ③ 技能等に関する指導、教育、研究等に 5 年以上従事した経験を有する者。
  - ④ 上記①から③に掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

## 2 専門家の登録更新および解除

### （１）専門家の登録

- ① 専門家の登録申請には、専門家登録に係る調査票（別紙様式 1）の提出を求め、経営戦略会議において選定する。
- ② 審査の結果、専門家として適任と判断される場合には、経営戦略会議の承認を得て、専門家名簿へ登録し、登録された専門家には登録証（別紙様式 2）を交付する。
- ③ 登録された専門家は、登録内容に変更があった場合は、その旨を速やかに相談所に連絡するものとする。
- ④ 専門家の登録期間は、相談所が定める期間（3 年）とする。なお、当該期間の途中で登録された専門家の登録期間については、当該機関の残存期間とする。
- ⑤ 登録された専門家は、相談所のホームページにおいて公表する。

### （２）専門家の登録更新

- ① 登録期間終了時においては、期間中における相談所での指導実績や他関係機関での支援実績などを勘案し、相談所更新の可否を総合的に判断する。
- ② 相談所は、更新の可否について専門家に書面で通知し、更新が可能な専門家は、書面でその旨を相談所に通知するものとする。なお、所定の期日までに意思確認ができない専門家については、更新を行わないものとする。

### (3) 専門家の登録解除

専門家が3の(3)または(4)に定める事項のいずれか一に違反した場合は、相談所の判断により即時に登録を解除するものとする。

## 3 専門家の職務

専門家は、相談所からの指導依頼に基づき、農業経営者等への指導に必要としている技能等について、専門家自らが有する技能等を活用し、具体的かつ実践的な指導を行うものとする。

### (1) 指導の事前調査

専門家は、担い手等を指導するに当たり、相談内容に基づいた具体的かつ実践的な指導を行うため、事前に当該農業経営者等の農業経営の概要および指導を希望する相談内容について十分理解することとする。

### (2) 指導内容の報告

専門家は、指導終了後、所定の期日までに指導内容等を案件ごとに経営指導報告書（専門家派遣規程の別紙様式第3号）により報告するものとする。

### (3) 守秘義務

- ① 専門家は、指導上知り得た農業経営者等の秘密を厳守するものとする。
- ② また、相談所の運営、事業等に関して知り得た情報についても、相談所の同意を得ずに第三者へ提供してはならないものとする。

### (4) 禁止行為

専門家は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- ① 著しく相談所または本事業の信用を損なうような行為。
- ② 反社会勢力との付き合いまたはその関係が疑われるような行為。
- ③ 農業経営者等に対し、相談所の同意を得ずに行った自らの営業行為。
- ④ 相談所の同意を得ずに行った指導等。

## 4 留意事項

### (1) 指導の事前調整

本事業の円滑な推進を図るため、コーディネーターまたは事務局員は、専門家が指導上必要とする情報の収集等を十分に行い、相談カルテおよび相談者カードに相談内容をできるだけ詳細に記入するものとする。

### (2) 専門家派遣への同行支援

専門家が経営指導を行う場合には、原則、現地支援チームが同行支援を行うものとする。

### (3) 受益者負担

専門家の技能等の指導を行う際に使用する材料費等の購入、長期継続的な指導が必要な場合の顧問料等は、指導を受ける担い手等の負担とする。

(4) 専門家の謝金および旅費

専門家の謝金および旅費は、別に定める「専門家派遣規程」による。

また、謝金および旅費の支払いに当たっては、専門家から提出された経営指導報告書（岩手県農業経営相談所専門家派遣規程 別紙様式第3号）の内容を確認し、1月単位で集計を行い、所定の期日に専門家の指定する口座に振り込むものとする。

(5) 事後指導

相談所は、専門家の指導後は必要に応じて事後指導を行うことにより成果を確認し、当該専門家に事後報告を行うなど連携をとる。

また、必要に応じ、当該専門家または事後指導に必要な他の専門家の派遣を経営戦略会議に提言することにより指導の充実を図るものとする。

附 則

この規程は、令和元年5月16日から施行する。

この規程は、令和元年11月13日から施行する。

この規程は、令和3年4月30日から施行する。